

令和4年4月27日

保護者の皆様へ

延岡市立北方学園  
校長 池野 宗宏

### 教職員による児童生徒へのわいせつ行為等の防止について

陽春の候 保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。  
平素より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、全国的にわいせつ行為等により懲戒処分等を受けた教職員の数が増加傾向にあり、今般「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が成立しました。

この法律を受けて、県・市全体でも児童生徒へのわいせつ行為等の根絶に向けて、取り組んでおりますが、本校におきましても「不祥事は絶対に起こさない」という覚悟をもち、全力で取り組んでまいります。

つきましては、下記の取組を推進してまいりますので、趣旨をご理解の上、ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

- 1 セクハラ・わいせつ行為等に関する相談窓口は、以下のとおりですので、何かありましたらご遠慮なくご相談ください。

◎北方学園（田中教諭・河野教諭・川上PTA会長・中田副会長） 47-2005 ◎延岡市教育委員会 学校教育課 22-7031
---

- 2 教職員が児童生徒とメール・SNS等でやりとりすることを原則として禁止します。（各学校で公式に許可された学習支援システム以外において）  
ただし、やむをえない場合は、別途校長の許可を得ることとします。
- 3 教職員は、児童生徒からの相談があった場合は、メール等で行うのではなく、管理職等に報告した上で、学校での直接面談で行うこととします。
- 4 児童生徒からも、安易にメール等を教職員に送信することがないように指導します。
- 5 教職員は、児童生徒を私的・公的にかかわらず自分の車に同乗させないことと  
しています。
- 6 教職員は、児童生徒を私的・公的にかかわらず自宅に招かないこととしていま  
す。

※ 裏面もご覧ください。「STOPセクハラ」